

個人事業者の方へ

平成15年分の売上げが **1,000万円** を超えている方は

平成17年分消費税額の **申告と納税が必要**

消費税法の改正により、事業者免税点の適用上限が引き下げられ、個人事業を営む方の納税範囲が広がりました。平成15年分の課税売上高(※1)が1000万円を超えると平成17年分消費税の申告と納税が必要になり、届出や日々の記帳、書類の保存が必要になってきます。
新たに課税事業者になる人を中心に、消費税法の改正内容等について米子税務署長岩佐理さんに話を聞きました。

—消費税法の改正は、個人事業者の方にどのような関係がありますか。

主な改正の内、事業者免税点(1課税売上高)が引き下げられ、税を納めなければならぬ事業者が増えると考えられます。

事業者免税点が従来の3000万円から1000万円に引き下げられ、平成15年分の課税売上高が1000万円を

超える個人事業者の方は、平成17年分から課税事業者となり、消費税の申告と納税が必要になります。

—課税対象となった事業者の方はどうすればいいのですか。

まず「消費税課税事業者届出書」を速やかに税務署へ提出してください。

納税方法には「一般課税」と「簡易課税」の方法があり

※1 課税売上高
消費税の課税対象となる取引の売上高。ほとんどの取引が消費税の課税対象となっていますが、土地売却収入・住宅家賃などは一部対象から除かれています。売上利益ではありません。

2 簡易課税制度

課税仕入れに係る消費税額を計算することなく、課税売上高に対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」をかけて仕入控除税額を計算する制度。適用要件である基準期間の課税売上高の上限が5000万円に引き下げられました。

Interview



米子税務署長 岩佐理さん

いわさ・おさむ
財務省大臣官房付(内閣総理大臣秘書官補)よりH 16.7月米子税務署長へ

ます。売上が5000万円以下の方は簡易課税制度(2)を選択することもできますので、新たに課税事業者となる方は、届出書を平成17年12月31日までに提出してください。

課税事業者は平成17年1月1日から、日々の帳簿を備え付け、請求・納品・領収書等の書類もきちんと整理して保存してください。

書類等がないと「税額20万円を済むところが、控除を受けられず50万円になってしまふ」ということもあります。

—一般課税による税額はどうやって計算されるのでしょうか。

一般課税による納付税額は、課税売上高に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額(実額)を控除して計算し

ます。単純に赤字経営だからといって払わなくてもいいというわけではありません。消費税は、一種の預り金的性格を強く持ったものです。

—税の納付期限、申告時期はいつになりますか。

平成17年分消費税の申告書提出と納税の期限は、平成18年3月末です。

先のことのように思えますが、来月から準備を進めていかなければなりません。計画的に納税資金を積み立てるなど準備してください。

消費税法や税額計算、記帳方法等に関する不明な点がありましたら、お気軽に米子税務署(電話0859 32 4121)へご相談ください。

町職員給与を公表します

日野町職員の給与等を公表します。給与等は、国・県に準じてまちの条例等で定められています。公表した数字は平成16年4月1日現在および平成16年度当初予算時の金額等です。

まちは自立存続に向け、今年度より町職員給与の引き下げ、手当ての見直し等を行っています。

問合せ先 役場総務課（電話72 0331）

特別職の給与等（平成16年4月1日現在）

職名	給料・報酬月額	期末手当
町長	746,000円	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分
助役	597,000円	
教育長	543,000円	
議長	298,000円	
副議長	222,000円	
委員長	213,000円	
議員	208,000円	

人件費の状況（普通会計決算）

歳出総額	人件費	人件比率
3,587,102千円	709,142千円	19.8%

特別職に支給される給与・報酬等を含む。

職員給与費（平成16年度当初予算）

職員数	給与費				1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
81人	323,660千円	37,839千円	129,576千円	491,075千円	6,063千円

町長、助役、教育長を含まない。職員手当には退職手当組合負担金を含まない。

職員の平均給料月額・平均年齢（平成16年4月1日現在）

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
325,505円	42歳	325,386円	45歳

職員初任給（平成16年4月1日現在）

区分	日野町	国
一般行政職	大学卒	160,200円
	高校卒	138,800円
技能労務職	136,000円 ～151,500円	136,000円 ～151,500円

職員の手当（平成16年4月1日現在）

期末・勤勉とも国と同じ

職制上の段階、職務の級による加算措置あり

期末手当

6月期 = 1.4月分 12月期 = 1.6月分 計3月分

勤勉手当

6月期 = 0.7月分 12月期 = 0.7月分 計1.4月分

職員の年齢構成（平成16年4月1日現在）

区分	25歳未満	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～60歳	計
職員数	5人	8人	8人	7人	14人	14人	14人	11人	81人
構成比	6.1%	9.9%	9.9%	8.6%	17.3%	17.3%	17.3%	13.6%	100%

その他の手当 1か月当たり（平成16年4月1日現在）

- ・扶養手当 配偶者 = 13,500円、その他扶養親族 = 5,000円～11,000円（16歳～22歳 = 1人につき5,000円加算）
- ・住居手当 最高27,000円 新築等（5年間） = 2,500円
- ・通勤手当 交通機関など利用 = 最高55,000円、自家用車など（片道2*以上） = 2,000円～20,900円